

漁港第1062号
令和8年(2026年)3月13日

一般社団法人 北海道水産土木協会会長 様

水産林務部水産局漁港漁場課漁場事業担当課長

水産基盤整備事業(漁場)設計積算基準(令和7年10月版)の
一部改定について

このことについて、別添のとおり一部改定しましたのでお知らせするとともに、貴協会会員各位への周知についてご協力願います。

記

1 適用

令和8年4月1日以降積算基準日の工事に適用する

漁場整備係
担当: 宮森

3節 一般管理費等

1 一般管理費等の算定

一般管理費等は、「表一④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貸与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。

2 一般管理費等率の補正

2-1 前払金支出割合による補正

前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表一⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乗じて得た率とする。

2-2 補正後の一般管理費等率の算定

補正後の一般管理費等率の算定は、下式によるものとする。

$$G_{P'} = \gamma \times G_P \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ここに、

$G_{P'}$: 補正後の一般管理費等率

G_P : 「表一④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%)

γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数

表一④ 一般管理費等率

対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
一般管理費等率	25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%

一般管理費等率の算定式

$$G_P = a \log C_P + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし

G_P : 一般管理費等率 (%)

C_P : 工事原価 (円)

表一⑤ 前払金支出割合の相違による一般管理費等率の補正

前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 50%以下
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

前払金支出割合による一般管理費等率の補正をしたことにより、工事費（消費税を含む）が250万円を超える場合は、前払金支出割合による一般管理費等率の補正は行わないこととする。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準
新旧対照表

北海道水産林務部水産局漁港漁場課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和7年10月） 新旧対照表（令和8年4月1日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要																																		
第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等 P2-3-1	<p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 25%;">500万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">500万円を超え30億円以下</th> <th style="width: 20%;">30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;">23.57%</td> <td style="text-align: center;">-4.97802</td> <td style="text-align: center;">56.92101</td> <td style="text-align: center;">9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式</p> $G_p = a \log C_p + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p>	対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%	<p style="text-align: center;">表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 25%;">500万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">500万円を超え30億円以下</th> <th style="width: 20%;">30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用区分等</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>25.13%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-5.21826</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60.08343</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10.63%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式</p> $G_p = a \log C_p + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし G_p : 一般管理費等率 (%) C_p : 工事原価 (円)</p>	対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする	a	b	一般管理費等率	<u>25.13%</u>	<u>-5.21826</u>	<u>60.08343</u>	<u>10.63%</u>	一般管理費等率の変更
対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																	
		a	b																																		
一般管理費等率	23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%																																	
対象額	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																	
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																	
		a	b																																		
一般管理費等率	<u>25.13%</u>	<u>-5.21826</u>	<u>60.08343</u>	<u>10.63%</u>																																	